

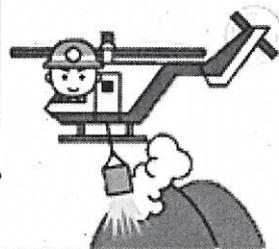
林野火災注意報・警報

林野火災が発生しやすい気象条件時に発令します！



2026年(令和8年)3月1日から「林野火災注意報」
「林野火災警報」の運用が開始されます。

2025年(令和7年)2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災では、山林約3,370ha、90棟の住宅が焼失するという甚大な被害が発生しました。
この林野火災を教訓に林野火災予防の実効性を高める必要があることから2026年(令和8年)3月1日から「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始します。



発令期間は毎年1月1日から5月31日までとなります。

林野火災注意報発令基準

次の①又は②のいずれかに該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

努力義務
(罰則なし)

火の使用の制限について

福山地区消防組合火災予防条例に基づき、次のような火の使用の制限を行います。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 可燃物等の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等において喫煙をしないこと。
- (6) 残火、取灰、火の粉の始末をすること。

林野火災警報発令基準

林野火災注意報発令基準に加え、
強風注意報が発表された場合

義務
(罰則あり)

※降雨又は降雪が見込まれる場合は、
発令しない場合もあります。

火の使用制限区域
組合管内の私有林
組合管内の国有林

対象区域外でも

空気が乾燥しているときや
風が強いときは、たき火は
やめましょう！！

くわしくは
福山消防
HPで！



発令状況の周知・広報について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、福山地区消防組合ホームページ、消防車両での
広報宣伝・パトロールにより、周知・広報を行います。

たき火など、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」を行う場合は、管轄の消防署（所）に届出が必要です。

火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書

(様式第58号)

火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書

| | | |
|----------------------|-----------|-------|
| 届出先 福山地区消防組合 | 消防署長様 | 年 月 日 |
| 届出者 住 所 (電話番号) | | |
| 発令予定日時 年 月 日 時 分 | 年 月 日 時 分 | |
| 発生場所 | | |
| 燃焼物品名及び数量 | | |
| 目的 | | |
| その他重要な事項 | | |
| 自治体所属 | 市 区 町 村 | |

備考：1 この用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。2 法人については、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。3 その他必要な事項欄には、焼却開始の概要その他必要な事項を記入すること。4 印刷の欄は、記入しないこと。この届出書は、実施する日の前日までには差出してください。

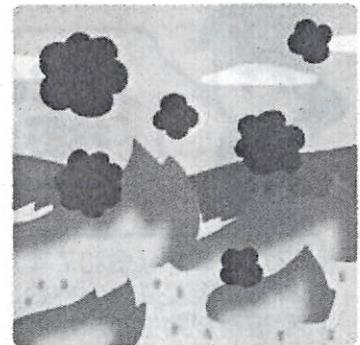
福山消防HPに掲載

※この届出は、焼却行為について、消防署が許可をするものではありません。

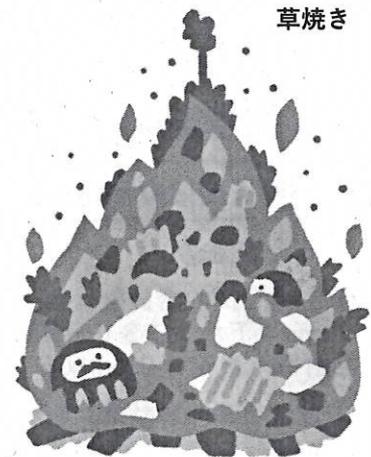
○ たき火などに該当すると考えられる行為（イメージ）



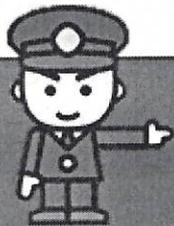
たき火



草焼き



とんど



山火事予防のポイント

- ① 乾燥・強風時は外で火を使わない
- ② 火気を使用する際は目を離さない
- ③ 消火のための水を準備する
- ④ 使用後は完全に消火する

林野火災は原因のほとんどが、たき火などの「人為的要因」から発生しています。

お問合せ先

- 消防局予防課 084-928-1192
- 南消防署 084-928-1201
 - ・鞆出張所 084-983-5119
 - ・瀬戸出張所 084-952-0738
- 北消防署 084-923-3199
 - ・駅家分署 084-976-5119
- 東消防署 084-941-3868

- 西消防署 084-934-1355
 - ・沼隈内海出張所 084-987-4119
 - ・今津出張所 084-934-6119
- 芦品消防署 0847-52-4400
- 深安消防署 084-962-1234
 - ・安田出張所 0847-82-0119
- 府中消防署 0847-43-7183
 - ・小塚出張所 0847-62-2119